

地方都市の不動産ファイナンスの環境整備のための検討委員会
設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「地方都市の不動産ファイナンスの環境整備のための検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、地方都市における不動産証券化手法等による不動産ファイナンスの環境整備を行うことで、地方都市における資金の循環による地域の活性化を推進することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

(会議)

第4条 座長は、議長として委員会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 委員会は非公開とし、配付資料及び議事要旨については原則として公開とする。ただし、配布資料及び議事要旨について、座長が認めるときは非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。